

豊後高田市ふるさとキャラクター ネーミング募集要項

「豊後高田市ふるさとキャラクター」の名前を募集します。

採用作品は、キャラクターの愛称として豊後高田市の観光宣伝等に広く使用します。

【応募期間】

令和7年7月1日（火）～令和7年8月29日（金）17：00まで ※必着

【応募対象者】

令和7年7月1日時点で、以下のいずれかの要件を満たす方が応募対象者となります。

- （１）豊後高田市内に住所を有する方。
- （２）（豊後高田市外に住所を有する方で、）
豊後高田市内に通勤、通学、通園している方。

【応募方法】

- 1 豊後高田市公式観光サイト内の電子フォームから申請または応募用紙をダウンロードして、市役所高田庁舎2階商工観光課（窓口）に直接提出、FAX提出のいずれかの方法で応募してください。
- 2 応募用紙の記載事項をすべて記入し、提出してください。
なお、お一人様一点までの応募とします。（複数作品の応募が確認された場合は、いずれの作品も受理いたしません。）
- 3 作品は、自作かつ未発表のもので、応募者本人が考案したものに限ります。また、同一作品を他のコンテストに応募するなど、複数媒体での使用は認めません。
- 4 提出に係る費用（通信代等）は応募者の負担とします。
- 5 採用作品は選定会議で審査・決定します。（同一作品の応募数ではなく、豊後高田らしさを表現できた愛称を審査・選定し、採用作品とします。）
- 6 採用された方には図書カード10,000円分を贈呈します。※採用作品が同一で複数の場合は、10,000円を均等に分配とします。
- 7 園児等、自筆が厳しい場合は保護者等による代筆を可としますが、必ずご本人が考案したものとしてください。

【その他】

- 1 採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、商標権その他一切の権利は、豊後高田市観光協会に帰属します。
- 2 応募作品について著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。
- 3 応募作品は返却しません。
- 4 応募作品を補作（加筆・修正）を行った上で、採用作品とする場合があります。
- 5 住所、氏名、電話番号等の個人情報については、本事業実施に関わる事務以外には使用しません。なお、採用者の氏名、住所等の情報については、ご本人に確認のうえ、公表とさせていただきます。（大字名や学校名等を想定）
- 6 本要項に違反したものは、審査の対象となりません。後日違反が判明した場合には、採用を取り消すことがあります。
- 7 作品を応募した時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとします。

【お申込み・問い合わせ先】

〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3

豊後高田市観光協会（商工観光課内） 電話：0978-25-6219 FAX：0978-22-0955